

令和7年度 第2回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会
議 事 要 旨

1 開催日時

令和8年1月27日（火） 午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所

秋川ふれあいセンター 2階会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	○ 秦 英準	おおだけ法律事務所
出席	◎ 渡辺 智弘	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
出席	岡田 由季子	権利擁護センターぱあとなあ東京
欠席	植田 宏樹	秋川病院
出席	坂原 麻美子	公立阿伎留医療センター
出席	大久保 順	中部高齢者はつらつセンター
出席	加藤 文彦	社会福祉法人緑水会 あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出席	篠田 憲秀	社会福祉法人 SHIP 障がい者相談支援センターいまここ
出席	金澤 孝雄	あきる台病院指定居宅介護支援事業所

◎:委員長 ○:副委員長

事務局：〔市〕 石山福祉総務課長、田中福祉総務係長、福祉総務係佐藤
障がい者支援課障がい者相談係津金係長、久野木主事
高齢者支援課高齢者支援係小川主任
〔中核機関〕 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
榊原生活支援課長、相談支援係谷口主任、石山主事

傍聴者：なし

4 内容

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 報告・連絡事項

①社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会における令和7年度法人後見業務の実施状況について（令和7年12月末現在）

(4) 協議事項

①あきる野市における成年後見制度の利用に関する現状と課題について

(5) その他

(6) 閉会

【資料】

○資料1 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会における令和7年度法人後見業務の実施状況について（令和7年12月末現在）

○資料2 あきる野市における成年後見制度の利用に関する現状と課題について（非公開）

5 議事録（発言の主な内容）

(1) 開会 福祉総務課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

令和7年度第2回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を開催いたします。議題に入るまで本日の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の石山でございます。よろしくお願いいたします。

本日、植田委員から、欠席のご連絡がございました。また坂原委員につきましては遅れていらっしやいます。このため、本日委員9人中7人の出席ですので、成立しております。

また、本日の協議会の開催に当たりまして、開催告知と傍聴についてのお知らせを1月19日、市のホームページに掲載しました。しかしながら、本日の開催予定時刻までに傍聴希望はございませんでしたので、本日の傍聴者はおりません。なお、同ホームページで、今回の委員会の資料、及び議事録の公開も行うことを、あわせてご報告します。

(2) 挨拶 会長

今年第一回目の会議になりますので、今年もよろしくお願いいたします。

この成年後見制度は2000年に始まって、四半世紀経過したのですが、25年前と比べるとだいぶ世の中の権利擁護に関する意識が高まってきました、今年成年後見関係の法律も大きく変わることも予定されています。そもそも成年後見という言葉自体もなくなってしまうということになる予定ですが、後見がなくなるといっても権利擁護については残るし、よりよくなっていくというように思っておりますので、皆様に権利擁護についてご意見いただければと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

福祉総務課長

ありがとうございました。それでは、協議会設置要綱の第9条第2項で「会議の議長は会長をもって充てる」ことになっておりますので、ここからの議事進行につきましては渡辺会長にお願いいたします。渡辺会長どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 報告・連絡事項

①社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会における令和7年度法人後見業務の実施状況について（令和7年12月末現在）

会長

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会における令和7年度法人後見業務の実施状況について、ご説明をお願いいたします。

中核機関

中核機関から法人後見業務の実施状況についてご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。まず1番の法人後見業務の実施状況ですけれども、現在の受任件数は2件、そのうち保佐が2件となっております。実施体制は専門員1人、支援員1人、法人後見支援員3人となっております。

2番のケース概要に入ります。まずお一人目Y様について、この方は令和7年8月30日から受任しております。経緯としては、令和6年3月より地権を利用されていた方で、認知・身体機能に低下がみられたため本人申立を行ったケースです。対象者の分類は認知症高齢者で82歳の方です。類型は保佐で申立人はご本人、居所は賃貸の市営住宅になります。介護度は要介護3、介護サービスとしては居宅介護支援、訪問看護、訪問介護、福祉用具貸与のサービスを利用しています。その他に、配食と移送サービスも利用しています。疾病としては認知症とパーキンソン症状で歩行が不安定な状態です。収支状況は記載してあるとおりです。支援内容としては、月に一回支援員が訪問し、生活費の引出し、支払い代行、郵便物の確認等を行っております。ご本人様の意向としては、施設で良いところがあれば見学したいと仰っています。現状としては、受け入れは良好ですが、ご本人のペースで生活したいという意向が強い様子がみられます。また、デイサービスを利用するもすぐに利用中止され、外出の機会がほとんどなく、転倒を繰り返している状況です。課題としては、1番としては歩行が不安定で度々転倒していることから、今後は施設入所を視野に入れる必要があること。2番としては、ご親族に連絡を取り、入所や入院時の対応、医療同意について確認する必要があること。3番としては、遺言書の作成、生前の葬儀契約をしたいという意思があるのですが、預貯金が少ないことがあげられます。

お二人目がG様で令和7年10月から受任しています。令和元年5月から地権を利用されていたのですが、この方も、認知・身体機能低下がみられ本人申立を行っております。先ほどの方と同じく認知症高齢者で85歳、後見類型は保佐、申立人もご本人です。居所は現在賃貸の平屋に住んでいます。要介護度としては要介護2、介護サービスとしては居宅介護支援、訪問看護、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、その他のサービスとしては訪問診療と配食のサービスを利用しています。疾病は、糖尿病、狭心症、脳梗塞、認知症があります。収支の状況は記載してあるとおりです。支援の内容としては月に二回訪問して、お金の引き出し、支払い代行、郵便物の確認を行っております。ご本人様の意向としては、できるだけおうちで生活したいということです。現状としてはこちらの方も支援者に対する受け入れは良好なんですが、ご病状に関する認識が薄く、預貯金が常に少ないので不安に思っているところがあります。課題としては、1番として疾病を複数抱えており、急な入院が発生する可能性がある。2番としては預貯金が少なく、急な出費に対応できないこと。3番としては今後仮に施設入所となった場合、生活保護が外れる可能性があるということがあげられます。

3番の法人後見運営委員会の実施状況は記載してあるとおりです。第3回目が2月4日に開催予定です。

4番の広報に関しましてもこちらに記載してあるとおりです。

5番の地域福祉権利擁護事業や関係機関との連携に関してはこちらに記載のあるとおりなんですけれども、先ほどお伝えしたように今受任している2人の方は、もともと地域福祉権利擁護事業からの移行ということで、生活支援員の方もよくご存じの方で、今継続して法人後見支援員として訪問を行っております。

あとは、地域福祉権利擁護の生活支援員さんの連絡会にて法人後見事業の開始について説明を行っております。また、西多摩ブロック地域福祉権利擁護事業担当者会議にて、法人後見業務の情報共有を行っております。

今後令和8年度について、現在2名の被保佐人の方に対して、3人の支援員と職員が訪問を行っているのですが、令和8年度からは新たに2～3人の受任を予定しております。また、西多摩圏域共催の市民後見人に関する講座を開催予定なので、関心度が高い支援員さんを中心に周知を行って参加を促す予定であります。

会長

それでは、今の中核機関のご報告についてご質問、ご意見、確認したいことなどございますでしょうか。

委員

新規②G様について、課題が「①疾患を複数抱えており、急な入院が発生する可能性がある」ということですが、この課題に対して、法人後見として、どのように対応、準備するのか取り組みをされているのか聞きたいです。

また、「③今後仮に施設入所となった場合、生活保護が外れる可能性がある」ということですが、生活保護が外れたとしてもそれで生活ができるということだと思います。例えば専門職後見人が個人で受任したとすると報酬の問題が発生するとは思いますが、このケースにおいて生活保護が外れる可能性というのはどういうリスクになるのかお聞きしたいと思いました。

中核機関

①について、ケアマネジャーさんをはじめ介護サービスの方と中核機関との情報交換に關しても連携をスムーズに行えている状況ですので、ご本人様の状況に変化があった際に報告をいただくという形で対応させていただいているのと、年末年始の休みが長かったため、ケアマネジャーの方と相談し、市役所の方でご高齢者の急な変化が生じる可能性がある方に緊急対応のキットがあり、そういった対応をしております。あとはご本人様がどこまで記憶できるかは心許ないところがありますが、中核機関の緊急用携帯の連絡先をお伝えして、何かあった際は連絡をしていただくようお伝えしております。

③については、仮に施設入所になった場合、現在年金が4万円いくらかの収入があるのですが、ご本人の生活に支障がなければ問題にならないのですが、実際生活保護が外れた場合どういう問題が生じるかは想定はしていません。

委員

①については色々と準備をされているということですが、人の問題があるかと思えます。在宅で生活されていると緊急の地震や体調が悪くなった時にまず最初にどこに連絡するのか、そこに繋がらなかつたら近所の方たちなどインフォーマルもぜひ社会資源としてチームの中に位置づけていただけるといいのかなと思います。そうしないと誰がそのときにどう対応するのかというのが悩ましい問題があるのかなと思いました。電話については輪番で持たれているのですか。

中核機関

今のところ持ち帰りは一人ですが、他に職員がいれば交代制でと思っています。

委員

厳しい状況ですね。そのあたりは福祉関係者のメンタルヘルスというところを考えていかなければいけないところで、制度の継続を考えるならばそのあたりの手当をしていく必要があるのかなと思います。

生活保護が外れる可能性についてですが、例えば外れたとしたらそのお金の中でやれるから外れると思うけれども、どれだけご本人様を使用する、自由なお金が減っていくのかというところを予め想定しておくことによって制度を利用できなくなったときに生活の質が下がったりとならないようなことを考えて準備が必要ではないかと思えます。

会長

ありがとうございます。他に確認しておきたいことはありますか。

委員

新規②G様は緊急通報システムは入れていないのですか。

中核機関

今は登録していません。

委員

配食は市の高齢者の見守り配食サービスが登録できているということは、緊急連絡先は確保できているから同じ形で緊急通報システムに登録することはできるということですね。

中核機関

急変が生じる方に対して可能です。狭心症があるので対象になると思います。

会長

他にありますか。では一点確認したいのですが、法人後見で実際に事務を担当する方が法人後見支援員という位置づけで3人いるということで、この3人の方がそれぞれのケースを担当するのか、全員でケースをみているのかということをお聞きしたいです。また、来年度も何名か受任を予定しているということで、人員は足りているのかというお話を聞かせていただければと思います。

中核機関

まず法人後見支援員について、「1 法人後見業務の実施状況」に書いてあるように3人の方が担当してくださっているのですが、もともと地域福祉権利擁護事業の生活支援員さんであって、最初のY様に1人、G様に対して2人の方が担当してそれぞれ月に一回訪問しています。

採用について、今現在はこの人数でやっていて、地権の方と兼ねてやっています。地権の生活支援員についてはお金を扱ったりということで公募性をとっていないのですが、東社協からも公募をしてくださいとずっと前から言われているところです。きちんと面接等をして採用後に教育をして、不正等ないようにしてもらいたいという話をいただいております。そうした中で来年度ですが、今現在10人の生活支援員さんが地権の方にいるので、後見支援員としての対応もなんとかできるのではないかと考えているのですが、あわせて西多摩ブロック全体で市民後見人の育成のための入門的な講座を予定しているのでも、そこから発掘できる可能性もなきにしもあらずというところで、このまま現状通りいくとは思っていませんし、少しずつ法人後見支援員として採用もしていきたいと考えています。

事務局

今回法人後見の受任を始めていただいて数ヶ月経ったところなので、地権の相談員の立場と法人後見として受任するという立場のところと一緒にもなってしまうでしょうし、これから1年後には裁判所に報告したりする事務も増えてくるところで、この半年くらいの段階で三士会の方々や色々なケースを見ている方々から色々なアドバイスを今いただければ色々なことがスムーズに進むかと思っております。課題として色々なことを考えるけど今何をしたらいいのかというお話があった通り、受任した立場、後見人としてはこういうことを気にしないといけないというアドバイスがあればこの時間でもお願いしたいと思います。

会長

関連して、法人後見運営委員会というのは事例はやらないのですか。実際に受けている時点についての内容検討をしているのですか。

中核機関

支援検討会議で法人後見が適当だという風に判断されたケースについては社会福祉協議会の中に設置する法人後見運営委員会にて実際に受けるか受けないのかの話をする、そこで今回あった2件については適当だと運営委員会の方でも判断されて申立てを行ったわけですが、実際に去年の10月の回についても、ケース報告のなかで事例検討ではないけれど詳しく追っていくこともありますし、次回の2月についても新規の2ケースについてご報告させていただく予定でいます。

会長

基本的にはおそらく通常の法人後見業務は5名でやられると思うんですけども、例えば何か問題が起こって急遽助言がほしいというようなときにどういう予定でいるとかはありますか。

中核機関

当然法人後見運営委員会の中だけだと日々のことまで聞いてという話にはならないので、別途アドバイザー契約をしている経験のある弁護士さんがいらっしゃいますので、行き詰まったり相談したいことがあれば適宜相談させていただくということにしております。

会長

ありがとうございます。他に何かありますか。

3報告・連絡事項はここまでにさせていただいて、あとでまた何かあればご発言いただければと思います。

(4) 協議事項

①あきる野市における成年後見制度の利用に関する現状と課題について【非公開】

(5) その他

事務局

今見ていただきました資料2につきましては回収いたしますので、机の上においてお帰りいただければと思います。

アセスメントについては、どんな立場の方も同じように悩んでいらっしゃるということがわかり大変勉強になりました。今日出席しております、高齢者支援課、障がい者支援課も同じ思いなのではないかなと思います。チーム皆さんでアセスメントしていくといいというお話がありましたけれども、チーム同士のコミュニケーション力が大切なのかなと思っておりました。申立て前と申立て後のアセスメントはどちらも意思決定支援の為のアセスメントということで意識しながらチームでできるといいのかなと思いました。今後も小さなことではありますがこの場で色々ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

今回の議事録要旨については、一度メールで皆様にご確認いただき、その後ホームページにて公開するという流れで進めていきますので、ご承知おきください。また、今回の会議の報酬については2月中旬頃に口座にお振り込みとさせていただきます。

それから、皆様の委員の任期が今年度末までとなっております。既に年末に各選出区分の団体さんに対して推薦依頼をさせていただいております。任期は令和8年4月1日以降の最初の会議の日から令和10年3月31日のおよそ2年間となります。それぞれ団体の方で推薦等あると思いますが、皆さんお忙しいとは思いますが、ご協力いただける方はよろしく願いいたします。令和8年度の予定といたしましては、第1回を6月くらいと思っております。ここで新たな委員の委嘱と中核機関の令和7年度の実績報告、評価、それから令和8年度の事業計画ということで皆さんにお諮りしたいと思っております。それから、成年後見制度利用促進計画の方も1年経ちますのでこちらの推進状況について市の方で取りまとめ

していこうと思っております。第2回目については1月くらいになると思います。そのときには地域の課題について皆さんとご協議いただければと思っております。

それから1点情報共有をさせていただければと思っております。先ほど中核機関からもお話がありましたけれども、あきる野市成年後見制度利用促進計画の中でも担い手の確保、育成等の推進ということで、市民後見人の養成に取り組んでいかなければいけないと掲げております。来年度から西多摩地域広域行政圏協議会で市民後見人の養成に取り組むという予定が出てきております。西多摩地域広域行政圏というのは、西多摩地域の8市町村、青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩によって構成されているもので、西多摩地域の一体的な整備と住民の福祉増進をはかるために各種事業を実施するという取り組みをしているところです。青梅市に事務局があるかたちになっております。例えば西多摩の8市町村で図書館の相互利用ができる取り組みや、医療介護の地域包括ケアの連携事業ということで医療機関の一覧を作っていたり、講演会を行ったりしております。そういった取り組みの一つとして、来年度から市民後見人養成について取り組みを進めるということになりまして、令和8年度に市民後見人の養成推進事業ということで、入門編となる講演会を実施することとなりました。令和8年度はその1回になってしまいますが、令和9年度から市民後見人養成講座を実施するという方向で検討している状況になっています。予定ではございますが、西多摩全域で取組むことになったんだなと思っていただければと思っております。こちらの取り組みについては行政だけでなくそれぞれの社会福祉協議会にもご協力をいただきながら行っていきます。詳しいことがわかりましたらこの場を持って色々ご報告させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(6) 閉会

福祉総務課長

皆様、長時間、大変、お疲れ様でした。また、渡辺会長に於かれましては、スムーズな議事進行、ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、令和7年度第2回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会を終了いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。